



事務センターだより



第 7 号 R3.1.21

文責：緒方

寒さが厳しくなったり、やわらいだりの日々ですね。本年もよろしくお願いします。

1月は「い（行）く」・2月は「に（逃）げる」・3月は「さ（去）る」と昔から言われていますが、早いもので1月も残り1週間。熊本県独自の緊急事態宣言が発令された中、中学校では受験も始まり、緊張感のある日々だと思いますが、みなさん、体調管理に気をつけてお過ごしください。



令和2年分給与所得の源泉徴収票について

1月の給与明細と併せて令和2年分源泉徴収票が配付されています。確定申告等の際に必要ですので、大切に保管ください。なお、所属学校に保管用として1部保管（7年間）してあります。

★2021年(令和3年)の確定申告期間は、2021年2月16日(火)～3月15日(月)です

該当される方はお忘れなく😊

<お願い>

昨年11月に行った年末調整において、配偶者や子・親などを扶養申告された方。

被扶養者の1～12月の所得状況は、確実に確認を行い報告する必要があります。扶養されている方の源泉徴収票にて今一度所得状況の確認をお願いします。

※確認が十分にできず、後に誤りが判明した場合、確定申告等新たな事務処理が生じることになるとともに、追徴課税が生じることもあります。

扶養親族の所得状況については、給与明細の保管・通帳記帳における確認等、日頃から十分に確認を行っていただきますよう、重ねてお願いします！

お知らせ→年末調整（再調整）の過納分の還付が1月29日（金）に予定されています（該当者のみ）



学校にまつわるお金のお話

その1、市費について

山鹿市の年度末会計処理に伴い、市費学校予算の執行が**原則2月末**までとなっています。年度末～年度始めにかけて一時的に会計処理がストップします。一般消耗品や教材消耗品、部活動に関する消耗品など、先を見越して必要なものは早めに事務職員へご相談ください。ラスト1か月…お急ぎください！

また、お困りの事などがあればぜひお知らせください。次年度へ向け対応を検討します。

その2、校納金（保護者からの徴収金）について

年度末へ向けて、最後の執行及び会計報告の準備をされていることと思います。次年度の校納金（保護者からの徴収金）についてです。内容は例年どおりではなく、毎年度見直しをお願いします。

場合によっては市費からの支出が可能な場合もあります。まずは事務へご相談ください！

保護者負担軽減の意識を常に持ち、次年度も管理職、事務部との連携をお願いします😊

裏面に続く→

知ってますか？祝日の移動

2021年の祝日移動について

令和2年12月21日

内閣官房 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局

2021年の「海の日」は7月22日、「スポーツの日」は7月23日、「山の日」は8月8日に移動します。



祝日名	例年	2021年の特例措置
海の日	7月の第3月曜日	7月22日（木曜日） オリンピック開会式の前日
スポーツの日	10月の第2月曜日	7月23日（金曜日） オリンピック開会式当日
山の日	8月11日	8月8日（日曜日）※ オリンピック開会式当日

※8月9日(月)は振替休日



上記のように変更になっていますが、発表されたのが昨年12月21日。

すでに大抵のカレンダーやスケジュール帳は印刷済み。

なので、ご自身で訂正しなければ、古い情報のままです。

祝日のつもりでゆっくりしていたら、実は出勤日だった！なんてことにならないようみなさん、身の回りのカレンダーを一度チェックされてみてください😊